

**公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案
(国民年金保険料の収納事業)に対する意見の募集結果について**

1. 意見募集の期間

平成30年2月1日から2月9日まで(9日間)

2. 意見募集の方法

日本年金機構ホームページに意見募集のお知らせを掲示

3. 意見募集の結果

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方等は以下のとおり

番号	意見対象箇所	意見概要	意見に対する回答等
1	3(2) 契約(事業対象)期間	・ 契約期間の延長について、延長内容の変更と取消しの基準を明記していただけないでしょうか。 例えば、「(イ)～(エ)の条件に該当しないことが明らかとなった場合は、契約期間の延長を取消す。また、第2期の全ての達成目標の達成率が110%を超過していない場合は、業務委託期間を1年間に変更する。」	・ 契約期間の延長の変更と取消しについては、入札準備期間等を考慮して、旧委託事業者と新委託事業者の契約期間に空白が生じないように契約期間延長の変更又は取消しの要件に該当した事が明らかとなった時期により決定します。 第1期の実績判明後、第2期中に変更又は取消しの要件に該当した場合は、契約期間の延長を取消します。 第2期の実績判明後、第3期中に変更又は取消しの要件に該当した場合は、契約期間の延長を変更します。

2	3（４）（ウ）②（iii） 事務所別・期別・保険料 の種別基本額の増額及び 減額措置	・「各期末における被保険者数に対する各期間中の納付期限後納付月数の割合」と記載があるが、被保険者数ではなくて納付対象月数ではないでしょうか。（割合の対象が人数と月数となっている。） 納付対象月は、免除等承認数、被保険者数によって増減する。また、納付対象月数については、納付期限内納付月数、納付期限後納付月数、滞納分から構成される。 仮に、納付期限内納付月数の割合が増えた場合、納付対象月数に対する納付期限後納付月数、滞納分の割合は減少する。 以上により、前年度同月末の割合の比較により下回った場合、一律に２％を減額するのは受託事業者にとって不利な条件ではないでしょうか。 ・増額措置が達成目標の達成割合によるものに対して、減額措置は達成目標の未達成割合の他に基本額の減額を設定する理由は何でしょうか。公平性に欠けるのではないのでしょうか。	・被保険者数全体に対する納付期限後納付月数の割合を比較するため、被保険者数から算出することとしています。 ・本事業は、保険料収納対策への取り組みを重視しており、免除等の獲得に偏向することなく、納付期限後納付月数を確保していただくのに必要な措置と考えております。
---	---	--	--

3	3（５）（ア） 事業実施体制	・地域責任者の配置について 「地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可能とする。」とあるが、年金事務所を担当する訪問従事者が地域責任者を兼務してもよいという意味でしょうか。	・地域責任者が、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可能とするものであり、訪問従事者と兼務することを可能とするものではありません。
4	3（５）（イ） 事業実施体制	・「（別紙１－２）年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧表」には、「特別配置」という記載はありません。 その為、【配置の考え方】は、次の記載にした方がよいのではないのでしょうか。 「各都道府県の滞納者数１．５万人あたりに１名の割合で配置し、その内各年金事務所において１人を必須配置とし、残りを都道府県単位の配置とする。但し、２５万人を上回る都道府県は滞納者数１．０万人あたりに１名の割合で配置し、その内各年金事務所において１人を必須配置とし、残りを都道府県単位の配置とする。尚、配置数が年金事務所数より少ない場合においても、各年金事務所において１人は必須配置とする。」	・特別配置に該当する都道府県については、「（別紙１－２）年金事務所別対象区域・訪問従事者必須配置数等一覧表」の「県配置」欄に「特別配置」と記載します。 記載については実施要項策定時に訂正いたします。

5	3（6）民間事業者に提供する情報等 （イ）年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況	・「納付率及び納付月数等の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する」とありますが、具体的にどのような情報提供を予定されているのでしょうか。 例えば、年金事務所・保険料種別毎の以下の情報 ・納付対象月数 ・免除等承認月数 ・強制徴収納付月数 ・特別催告状納付月数 ・納付期限内納付月数 ・納付期限後納付月数 ・期毎の月別目標納付率	・期毎・保険料種別毎に以下の項目について情報提供を予定しています。 ・月別納付率 ・月別目標納付率 ・納付対象月数 ・納付期限後納付月数 ・強制徴収納付月数 ・特別催告状納付月数
6	4（3）（イ）落札者の決定	・落札者の決定について 総合評価点は、技術評価点（1200点満点）＋価格評価点（400点満点）となっていますが、評価点の割合の変更を検討すべきではないでしょうか。 技術評価は、企画提案の内容が事業の目的に沿った実現可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて評価されます。提出された企画提案書の内容に基づいて、本事業を実施することになると考えた場合、技術評価点が低い落札事業者はその企画提案書通りの運用をすればよくなり、本事業における受託事業者の督励の実績、品質が低下してしまう可	・現行では官民競争入札等監理委員会の意見をふまえ、技術評価点：価格評価点の割合は、3：1と技術評価点の割合が高くなっています。今事業での見直しは行いませんが、今後、この割合が適正かどうか、官民競争入札等監理委員会の意見をいただきながら検討していきます。

		能性が考えられます。また、低価格運用により事故が起きる可能性が高まるのではないのでしょうか。 仮に、予定価格に対する入札価格が75%と90%での評価点は、100点と40点となり60点の差となります。技術評価点が良くても60点未満の差であれば、落札できないこととなります。(低価格競争になる)	
7	8(2)(ウ)③(viii) 電子計算組織に係る安全管理措置	・電子計算組織のセキュリティパッチとは、戸別訪問で使用する端末および、電話督促で使用するPCに係るOSに対するパッチという認識でよいのでしょうか。仮にOSがWindowsの場合は、WindowsUpdateを実施すれば要件は充足されると解釈してよいのでしょうか。	本事業で使用する電子計算組織内のすべてのOS及びソフトウェアが対象となります。ウィルス対策ソフトや検索エンジン含めてWindowsUpdateで更新可であれば、解釈どおりとなります。
8	その他	・民間事業者では年金の知識、個人情報の取扱いが不安です。入札自体をやめて、社会保険労務士連合会に委託してはどうでしょうか。	・本事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）」に基づく事業として実施しています。公平性や透明性の確保の観点から「一般競争入札」により委託する民間事業者を決定しています。 個人情報保護、業務品質については、研修を必須としており向上を図っています。